

意見等の取扱い及び答申書のまとめ方について

1 総合計画審議会の意見等の取扱いについて



2 答申書のまとめ方について

- 答申書は、第1回～第3回全体会及び第1回～第3回部会（資料12）での意見に基づき作成する。
- 答申書のうち、総合計画審議会委員の意見や提案には、法律等に関する意見で、本市に裁量がないもの等を除き、原則全ての意見を反映する。
ただし、各施策のレイアウトに関する意見等、同様の意見は取りまとめて掲載する。（資料16「答申書のイメージ」参照）